

一般教育訓練明示書

講座の名称	リハビリテーション研究科 ヘルスプロモーション領域 修士課程				
実施方法	通学（昼間）				
指定講座番号(15桁)	2722033	—	2610022	—	9
講座の創設年月日 令和4年4月1日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日	過去一年の講座実績	入講者数(累積)(0人)		修了者数(0人)
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間		450時間
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	修士(リハビリテーション学)				
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	和泉大学大学院				
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	30単位以上を修得し修士論文の審査及び最終試験に合格すること				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療機関、社会福祉施設、独立開業等				
2. 教育訓練の内容					
教科（カリキュラム）	大学院シラバス(参照)				
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）					
①受講するに当たって必要な実務経験等	なし				
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	大学卒				
③その他	特になし				
4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度内の受講修了者数	0	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	0	人	受験率(②/①)	0.0	%
③ ②のうち合格者数	0	人	合格率(③/②)	0.0	%
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数	0	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0	人	②A: 就業者計	0人
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	0人
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	0	人	④A: 就業者計	0人
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業者	0	人	④B: 非就業者計	
⑤ 講座の全体評価	1 大変満足	0	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	0人
	2 おおむね満足	0	人		
	3 どちらとも言えない	0	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価 等)		
授業評価等による評価		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法		
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	授業科目の単位認定は、試験の成績又は研究の報告などにより科目担当者が行い、合格した科目については所定の単位を与える。	
6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法		最終学年の年度末(3月)
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	少人数による講義形式及び演習時において、研究の報告などにより習得度・理解度を把握し、研究上の指導・助言を与えている。	
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	働きながら学んでいる院生ばかりであるが、就職先未定の場合、教員、キャリアセンターで就職支援を行う。	
8. その他の事項		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 河崎学園	(代表者名: 河崎 建人)
住所及び連絡先	大阪府貝塚市水間158番地	TEL 072(446) 6700
施設名称及び施設長名	和泉大学	(施設長: 武田 雅俊)
住所及び連絡先	大阪府貝塚市水間158番地	TEL 072(446) 6700
給付制度担当部署・者	総務課	(担当者: 大岡 華子)
連絡先		TEL 072(446) 6700
一般教育訓練経費 支払い方法 一括と分割の併用	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	
	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	300,000 円
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	1,200,000 円
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	
	① 副読本代(税込額)	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	
	③ 施設維持費(税込額)	290,000 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	
	3. 総額 (1+2) (税込額)	1,790,000 円

〔特記事項〕

本法人の卒業生は、入学金(300,000円)を除く

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 一般教育訓練給付の支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料(最大1年分)に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付(一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。)その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、かつ、修了した場合のみ支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、又は修了試験等を受験等した場合には、一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了したものと認められていませんので、一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。